

**広島地方最低賃金審議会  
第3回 広島県最低賃金専門部会 議事要旨**

開催日時	令和7年8月8日(金) 10時06分～12時27分		
開始場所	広島合同庁舎4号館2階11号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 広島県最低賃金の改正決定について 2 その他		
<b>議 事 要 旨</b>			
<p>1 広島県最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から第2回専門部会の審議経過説明を行った後、金額審議が行われた。</p> <p>労側委員からは、前回審議から状況の変化はないため、前回提示額の70円上げを継続するとの意向が確認された。</p> <p>使側委員からは、「地方最低賃金審議のあり方を踏まえ我々の見解を述べると、この度の目安額は、中小・小規模事業者の経営実態を全く理解していないと理解している。一方で、未組織労働者と組織労働者の格差について、一定程度緩和をするという最低賃金法の考え方も理解している。令和7年賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率及び令和7年春闘における経団連の中小企業の引上げ率4.35%を根拠に、44円の引上げを提示する。」と金額提示がなされた。</p> <p>その後、公労、公使の二者協議が行われたものの、双方から新たな金額の提示はなく、公益委員は「現状では公益案を出す状況にない。」として、審議を次回に持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の日程調整が行われた。</p> <p>第3回 専門部会 8月18日(月) 9時30分～</p> <p>会 場 広島合同庁舎2号館6階7号会議室</p> <p>主な議題 広島県最低賃金の改正決定について</p>			